

学術研究振興資金に採択されて

神奈川大学法学部教授

山火正則

かねて申請中の『行政警察と刑事立法に関する総合研究』が私学振興事業団の学術研究振興資金に採択されたとの電話が入った。これについては、一般論として理科系の採択率が極めて高く、文化系とくに法学系の採択は難しいという印象があり、また、最近の本学申請分に不採択が続いていたこともあって、その採択には大きな不安をもっていた。本当にホッとしているところである。思えば、これも、法学部に横溢していた研究に対する強い雰囲気、これを具体化した法学研究所の設置に負うところが多く、感謝の念でいっぱいである。

本研究は、研究所の共同研究の一つとして進めていた現行刑法の成立過程の研究に遡るものであり、これまでの実績が今回の採択に良い影響をもたらしたのであるうと思っている。当初、学内者だけで進めていたこの研究は、その進展に伴い、拡充の必要性が生じ、そのため文科省科研費の交付を二年間受け、本学を代表者とする全国一二名の研究者による『現行刑法の成立過程に関する総合研究』に引き継がれた。その後、これを補充する必要があるから、さらに二年にわたって私学振興事業団の学術研究振興資金を受け、学内者による『現行刑法の改正作業に関する総合研究』として、その充実を図った。その成果のうち代表的なものは、議会開設百周年記念として企画された「日本立法資料全集」中の『刑法「明治四〇年」』計七巻八冊である。残り一冊で完結の予定であるが、すでに相当数

の引用もみられる。このように、研究所における共同研究に端を発する一連の研究が今回の採択へとつながったのであり、今さらながら、研究所の存在意義の大きさに気づかされたところである。

これまでの大型研究については、後世に残る誇れるもの、テーマじたい特殊にみえても普遍性のあるもの、将来の法理論創造の基盤となるものと強く意識してきたが、今後とも、これは一貫したいと思っている。これは、これからの私立大学にとって益々重要となる外部資金導入のカギともなるであろう。そして、最近はまだ、本学において行う研究であることから、本学にしかできないテーマを発見することも重要であると考えられるようになった。今思えば、先の現行刑法の成立過程に関する研究にも、無意識的に、そのような発想があつたかもしれない。その前にも、本学を代表者とする一〇数名の研究者によって文部省科研費を受け『特別刑法の総合的研究』を二年間行つたことがあるが、これについても、そのような気がする。しかし、今は、意識的に、である。ちなみに、本学二一世紀COEプログラムの進めている研究は、法学研究所の研究所として行う研究を考えると、参考にすべきものが多いように思われる。

いずれにしても、大学である限り、およそ学術研究に無縁ではありえない。平成に入り、大学は大きく変容したが、学校教育法第八三条の大学の目的の変るところはない。大学は、今なお「学術の中心として：：深く専門の学芸を教授研究」する場である。もちろん、現在、教育重視の意識的強調は不可欠である。しかし、これも研究に基づく教育、学生を研究に導くような教育を前提とするものでなければならぬ。法学研究所が、将来にわたって、これを支え推進する拠点であり続けることを願っている。

授、公文孝佳准教授、野沢充准教授と私の六名である。
* * *
『行政警察と刑法立法に関する総合的研究』の研究スタッフは、吉井蒼生夫教授、出口裕明教授、三浦大介准教